

令和6年度 第2回 東秩父村上下水道事業審議会 議事録

開催日時：令和6年10月23日（水）

13時30分～15時55分

開催場所：東秩父村役場 大会議室

1 開会

江原建設課長

委員総数10名、出席者数9名、欠席者数1名で東秩父村上下水道事業審議会条例第6条第2項の規定により会議が成立。

2 あいさつ

眞下会長

高野村長

3 諮問

高野村長から当審議会に諮問

4 議事

会長の進行（東秩父村上下水道事業審議会条例第6条の規定による）

眞下会長

説明

江原建設課長

(1) 簡易水道事業の見直しについて

・料金改定案を説明

本村の簡易水道事業の現状について説明を行い、水道施設の老朽化や他会計補助金に依存している現状を伝えた。県内全自治体及び近隣自治体と比べて大口径の基本料金が非常に安価である事や口径が大きいものと、小さいものとで料金がほぼ変わらないことと、従量料金も近隣自治体の平均と比べて、安価であることを説明した。また、給水原価が高く、住民が水を使えば使う程、赤字となってしまう、その要因は「給水

人口が少ないことで水需要が少ない」、「集落が点在」といったことが本村の状況である。

【水道使用料改定の方針案】

- ・公平性の観点から、料金改定により減額される世帯がないよう留意しつつ、供給単価を20%増額する。
- ・節水を求められるよう月10 m³を基本料金内としていたが、月5 m³超過した分を料金に反映させる。
- ・給水管口径の断面積割合に基づき、近隣自治体を参考にした料金設定とした。
- ・今回の料金改定後、5年程度のサイクルで見直す。

上記の内容を提案した。料金改定による効果で基本料金、従量料金共に近隣自治体の平均並みとなる想定である。料金改定を行わなければ一般会計への依存が続き、老朽化している施設更新にも影響が生じる。その結果、水道施設の維持が困難になり他からの給水、若しくは住民各自で水の確保が必要になる事態が想定される。

料金改定を20%と25%した場合、それぞれのメリットとデメリットは以下のとおり。

【20%改定メリット】

- ・近隣自治体が20%を超える料金改定を検討及び実施しており理解が得やすい。

【20%改定デメリット】

- ・周知期間中に口径を小さくする世帯が生じた場合、今回見込んだ20%分の収益が見込めなくなることや次回改定時に社会情勢等により20%未満を迫られる可能性があり、次回、十分な料金改定が難しくなる可能性がある。

【25%改定メリット】

- ・独立採算や規定外補助への対応に効果がある。
- ・次回の料金改定時に20%以上の改定がしやすい。
- ・色々なものが値上げしているため、納得できるのではないか。
- ・口径変更により小さくする世帯があっても20%以上の収益が見込める。

【25%改定デメリット】

- ・近隣町のように一般会計で料金補助をするような事態が想定される。

以上のことから本村においても料金改定は重要な問題であり、今後の安定的な水道供給を左右するものであるため、前向きな検討が必要である。

委員

水道料金の過去の改定はどういうものだったのか。

事務局

過去の料金改定は基本料金のみを行っている。

会長

水道料金を上げるという事は、経済的にも弱い人や、使用量が少ない人からも値上げするのか。料金を値上げしたとしても一般会計からの繰入は減らないのではないだろうか。

事務局

地方公営企業法を適用していることから独立採算を考えなければならない。今回の試算では、仮に全体で20%の値上げをした場合、900万円以上の収益が見込める。料金改定を行うことで水道の設備投資にも寄与することから、村として、安全な水を持続的に供給していくには必要である。

会長

一度の料金改定だけでなく、この先料金を度々上げていく必要があるのか。

事務局

現時点の試算では、6回程料金を値上げすることで採算が合うことになる。ただ、完全に採算を合わせるまで料金を値上げするののかについては、今後、協議したい。施設を維持しなければならないが、今のままの料金で事業運営を行うと村の負担が大き過ぎるため、料金改定を検討している。

会長

給水原価が高い理由として「給水人口が少ないことから水需要が少ない」、「集落が点在している」ということを上げたが、解決できない問題ではないか。

事務局

解決が非常に難しい課題ではあるが、経営状況を把握し、持続可能な事業として地方公営企業法を適用した目的があるので、その目的達成のために使用者には理解をいただきたい。

会長

上ノ貝戸と居用の施設は国と県の補助金で作られており、他の水道施設と区分されている状態であるが、今後はどうなるのか。

事務局

施設や管路状況を精査し、合理的な整備を検討していくが、大内沢地内の水道施設は比較的新しいため、それ以外の施設を優先して再整備していく計画である。

会長

大内沢地区では、地元で整備した水道を使っている家庭が多い。そのような場所で村の水道水を有効活用できる方法はあるのか。

事務局

施設を運転させないと適切な水が供給できないため、今後、再整備する際には、水需要に合わせて施設を再構築する予定である。

(2) 合併処理浄化槽設置管理事業の見直しについて

・制度の見直し

設置費や本体費が安価な小型浄化槽の採用を検討しているが、従前の整備されている浄化槽の仕様には劣る。さらに小型のため浄化槽内部が狭く保守点検や清掃に手間がかかる理由から、維持経費が割高であることが把握できた。この点については様々なメーカーや保守点検業者についても聞き取り調査と検討が必要となり、再調査したい。

個人設置の合併処理浄化槽の帰属制度の使用料は、資料のとおりとし、老朽化等で村に帰属できない場合には、更新工事を村で施工することで考えた場合、個人の分担金については、従来からの村負担と同程度になる整備費の1/2にしたい。村としても老朽化している浄化槽が更新でき、法定受験率向上に効果がある。浄化槽維持管理補助金の支給については、支給することの将来性が見いだせないため、公共浄化槽10槽のうち、条件を付して人槽緩和により入替整備を行うことで経費負担軽減要望に応えたい。

・料金の改定

浄化槽使用料の改定案として、村の一般会計から使用者に対し補助している平均額が令和5年度で月額6,045円となっている。同条件の近隣自治体と比較してみる

と、浄化槽使用料が比較的安価である事が把握できた。また、個人宅以外での修繕割合が高いため、法人及び公共施設においては修繕割合に応じた料金改定を検討している。

村設置の公共浄化槽普及率は令和5年度末37.7%で低いため、公共浄化槽整備世帯に一般会計からの多額の補助をすることや独立採算の考えから不適切であると考ええる。

今回、料金改定を実施しても一般会計からの依存は高い見込みではあるが、5年程度のサイクルで料金を見直し、事業開始当初に整備した公共浄化槽の耐用年数を迎える令和17年度には、収益的収支で一般会計からの補助を受けず、公営企業会計として収益化することを目指したい。

具体的には、個人宅を10%、個人、公共施設以外の法人を20%、村設置の公共浄化槽を30%の使用料見直しを検討する。加えて定額制の使用料と従量制の清掃料から、合算して毎月の定額制に変更することで、清掃料の明確化や平準化を図りたい。

使用料の見直しと併せて設置工事の分担金の負担割合を今後の物価や経費等の変動に対応できるように整備費合計の1割を分担金として定めたい。平成15年に国の補助金額の1割と定めたが、現在の状況は昨今の物価高騰により負担金割合が1割を割り込んでいる状態となっている。

料金改定をせずに事業を進めた場合、収益が上がらず更新費用の積立てが出来ないことや費用が捻出できず更新が必要な浄化槽が更新不能となる。更に、村設置浄化槽の家庭のみ毎年1基あたり平均7万円以上補助しているため公共浄化槽未整備の方との公平性にも課題がある。住民の方々に周知を行い、料金改定の理解が必要となる。

会長

浄化槽と水道料金の改定スケジュールが2つ異なるのは、議会に説明するのか。

事務局

議会には全員協議会においても説明を行う。

会長

浄化槽使用料を値上げしたいという話だったが、東秩父村は荒川上流に位置するため浄化槽事業は国の補助金を受け行っている。住民の協力があってこそ事業が成り立っている。料金を上げることで企業会計が劇的に改善されることはない。よく検討してほしい。

事務局

今回検討している料金改定を3回実施しても現在の小川町の使用料と同等であり、それで採算が取れる試算をしている。

委員

浄化槽の使用料等の支払方法変更は半年で出来るのか。

事務局

周知後1年間は支払方法の変更を行う期間を確保し、その後、料金改定を実施したい。

5 その他

会長

次回、各委員より水道及び浄化槽料金改定について意見を求めたい。

事務局

いつ何時、給水停止してもおかしくない状況となっている。水道施設更新あってこそ、安全で安定した給水ができる。そのような状況を加味して判断してほしい。

会長

苦勞して水道事業しているのは分かった。委員の方々にも理解して頂きたい。ただ、住民の方々の理解は得られるのか。周知することが必要である。

委員

営業外収益の約1億2千万円は他会計補助金としての繰り入れなのか。

事務局

他会計補助金は約7,300万円となっており、残りの約4,700万円は長期前受金戻入として計上している。

6 閉会

江原建設課長